

夏期源泉徴収税事務説明会のお知らせ

従業員（青色専従者を含む）アルバイト等に給与・賞与を支払われている事業所は、源泉徴収税を期限内に支払わなければなりません。納期の特例を申請されている事業所につきましては、令和4年前期分（1月～6月分）の源泉徴収税の納付期限は令和4年7月11日（月）までとなっています。下記の日程で源泉徴収税説明会及び相談会を以下のとおり行いますので、参加申込書を提出の上、ご参加ください。

注 意 事 項

近畿税理士会との協議により今年度から相談方法が変わります。
相談日が下記の2日間のみとなります。
昨年度までの商工会職員による窓口対応は行いません。必ず事前申込みをお願いします。

日 時： 令和4年7月4日（月）午後1時30分～4時30分
令和4年7月5日（火）午後6時00分～9時00分
開始30分程度、派遣税理士による説明会の後、各自で源泉徴収税額を計算していただきます。

場 所： 八幡市商工会館 2階

持ち物： ・源泉徴収簿 ・納付書 ・電卓 ・筆記用具
・源泉ファイル（昨年以前の源泉書類が綴ってあるもの）
・従業員の今年1～6月分給与・賞与金額が分かるもの
源泉徴収簿の賃金額は予めご記入の上お持ちください。
・従業員とその扶養家族の住所、名前、生年月日の分かるもの

その他： 納付期限を過ぎて納付しますと、延滞税がかかります。
税額が0円の事業所も納付書を税務署に提出しなければなりません。

参加申込書 6月27日(月)午後5時までにFAXまたはメールにてお申込みください

参加希望日	7月4日（月）・7月5日（火） ○印をつけてください		
事業所名		参加者氏名	
電話番号		FAX番号	

八幡市商工会
担当：和田

TEL：075-981-0234 FAX：075-981-8556
メール：t-wada@kyoto-fsci.or.jp